

許 可 書

つかさ建材 株式会社

代表取締役 鈴木 悦司 殿

令和8年2月9日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、
下記の条件を付して申請のとおり許可する。

記

条 件

1. 許可の日から1年以内に運輸を開始すること。
2. 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内）に提出すること。
3. 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法に基づく社会保険等には、運輸開始までに加入すること。

令和8年5月18日

中部運輸局長 神谷 昌文

